

新潟県条例第24号

新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（通所リハビリテーション計画の変更）</p> <p>第27条（略）</p> <p>2 基準省令第115条（<u>第6項を除く。</u>）の規定は、前項に規定する通所リハビリテーション計画の変更について準用する。</p> <p style="text-align: center;">（記録の整備）</p> <p>第34条 指定短期入所生活介護事業者等は、利用者に対する指定短期入所生活介護、共生型短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の提供に関する基準省令第139条の3第2項各号（ユニット型指定短期入所生活介護事業者にあつては基準省令第140条の13において読み替えて準用する基準省令第139条の3第2項各号、共生型短期入所生活介護事業者にあつては基準省令第140条の15において読み替えて準用する基準省令第139条の3第2項各号）に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（設備）</p> <p>第36条 基準省令第143条第1項各号（ユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、基準省令第155条の4第1項から第4項まで）に規定する設備は、利用者へのサービスの向上及び短期入所療養介護従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（通所リハビリテーション計画の変更）</p> <p>第27条（略）</p> <p>2 基準省令第115条（<u>第5項を除く。</u>）の規定は、前項に規定する通所リハビリテーション計画の変更について準用する。</p> <p style="text-align: center;">（記録の整備）</p> <p>第34条 指定短期入所生活介護事業者等は、利用者に対する指定短期入所生活介護、共生型短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の提供に関する基準省令第139条の2第2項各号（ユニット型指定短期入所生活介護事業者にあつては基準省令第140条の13において読み替えて準用する基準省令第139条の2第2項各号、共生型短期入所生活介護事業者にあつては基準省令第140条の15において読み替えて準用する基準省令第139条の2第2項各号）に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（設備）</p> <p>第36条 基準省令第143条第1項各号（ユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、基準省令第155条の4第1項各号）に規定する設備は、利用者へのサービスの向上及び短期入所療養介護従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第27条第2項の改正は、同年6月1日から施行する。